

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

令和 5年分

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)			(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄()
	給与の支払者の法人番号			あなたの住所	
	給与の支払者の所在地(住所)			又は居所	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			D 増改築等に係る借入金等の計算(注1)
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	①	円	円	円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②	() 円	() 円	() 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③	②とロの少ない方 円	②とホの少ない方 円	②と(ロ+ホ+リ)の少ない方(注2) 円
③ × 「居住用割合」	④	(100 %) 円	(100 %) 円	(100 %)(注3) 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑤	(最高 3,000万円) 円	年間所得の見積額(1,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円
住宅借入金等特別控除額(⑤ × 0.7 %)	⑥	(100円未満の端数切捨て) 円 (最高 210,000円) 00	重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、国税庁HPに掲載の説明書をお読みください。)	(100円未満の端数切捨て) 円 (最高 円) 00

(備考)

(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、C欄で計算します。
(注2) Cの区分に該当する住宅借入金等の年末残高とA、B又はDの区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注3) C欄の③の居住用割合については、A欄の③の居住用割合とB欄の③の居住用割合やD欄の③の居住用割合とB欄の③の居住用割合が異なる場合は、国税庁HPに掲載の説明書をお読みいただいで記入してください。

この申告書及び証明書は、令和5年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時に給与の支払者に提出してください。
なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

令和 5年分

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

460-0006 名古屋市中区葵1丁目				上記の方が、令和 4年分の所得税について次のとおり住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。		
国税 太郎 様				令和 5年 9月 29日 名古屋中 税務署長 税務 一郎		
(証明事項) (令和 4年中居住者・特例居住用家屋用)						
イ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	ロ 取得対価の額	ハ 居住用割合	ニ 連帯債務割合	ホ 取得対価等の額	ヘ 居住用割合	ト 連帯債務割合
令和 4年 12月 31日	円 55,000,000	% 100	% 100	円 15,000,000	% 100	% 100
チ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			ワ 住宅の区分等	ワ 備考	
	リ 増改築等の費用の額	ヌ 居住用割合	ル 連帯債務割合			
令和 年 月 日	円	%	%	特例居住用家屋	特例期間(11年目～13年目)(※) における控除限度額 (※) 令和 年分～ 令和 年分 円	
(参考)適用初年分の控除額		210,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。			

